

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【公開番号】特開2004-33224(P2004-33224A)
 【公開日】平成16年2月5日(2004.2.5)
 【年通号数】公開・登録公報2004-005
 【出願番号】特願2003-326050(P2003-326050)

【国際特許分類第7版】

A 01B 73/02
 A 01B 35/04

【F I】

A 01B 73/02
 A 01B 35/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月7日(2005.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トラクタの後部に3点リンクヒッチ機構を介して農作業機の長さ方向中央部分を昇降可能に装着し、上記トラクタから農作業機の中央部分に動力を伝達すると共に、上記中央部分に対し、該中央部分から左右両側に延出している作業機部分を、それぞれ中央部分側に折り畳み可能とした農作業機において、

上記農作業機は、碎土・代掻きされた土を受けるエプロンを背面側に備え、

上記農作業機を中央部分と左右の作業機部分とに3分割し、上記中央部分は伝動ケースを設けてサイドドライブ形式とし、該中央部分から上記左右の作業機部分への動力を上記左右の作業機部分の折り畳み操作によって切断可能にし、該中央部分の左右の端部と左右の作業機部分の内端部とをそれぞれ回転支点によりほぼ180°回転可能に連結し、

上記中央部分に対し上記左右の作業機部分を作業状態に展開した位置からほぼ180°回転させて中央部分側に折り畳むと、上記中央部分のエプロンと上記左右の作業機部分のエプロンとが対面するように折り畳み可能としたことを特徴とする農作業機の折り畳み方法。

【請求項2】

上記中央部分に対し上記左右の作業機部分を、作業状態に展開した位置からほぼ180°回転させて折り畳む際の上記中央部分と上記左右の作業機部分の対向端部が対向・離間する伝動軸あるいは作業軸にクラッチを設け、上記作業機部分の折り畳み操作により上記中央部分側から上記作業機部分への動力を切断することを特徴とする請求項1記載の農作業機の折り畳み方法。

【請求項3】

トラクタの後部に3点リンクヒッチ機構を介して農作業機の長さ方向中央部分が昇降可能に装着され、上記トラクタから農作業機の中央部分に動力を伝達すると共に、上記中央部分に対し、該中央部分から左右両側に延出している作業機部分を、それぞれ中央部分側に折り畳み可能とし、上記中央部分と左右の作業機部分とに3分割した農作業機において、

作業時に碎土・代掻きされた土を受けるエプロンを背面側に備え、

上記中央部分は伝動ケースを設けてサイドドライブ形式とし、該中央部分から上記左右の作業機部分への動力を上記左右の作業機部分の折り畳み操作によって切断可能にし、該中央部分の左右の端部と左右の作業機部分の内端部とをそれぞれ回転支点によりほぼ180°回転可能に連結し、

上記中央部分に対し上記左右の作業機部分を作業状態に展開した位置からほぼ180°回転させて中央部分側に折り畳んだ状態で、上記中央部分のエプロンと左右の作業機部分のエプロンとが対面するように折り畳み可能としたことを特徴とする農作業機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また一つには、農作業機として、トラクタの後部に3点リンクヒッチ機構を介して農作業機の長さ方向中央部分が昇降可能に装着され、上記トラクタから農作業機の中央部分に動力を伝達すると共に、上記中央部分に対し、該中央部分から左右両側に延出している作業機部分を、それぞれ中央部分側に折り畳み可能とし、上記中央部分と左右の作業機部分とに3分割した農作業機において、

作業時に碎土・代掻きされた土を受けるエプロンを背面側に備え、

上記中央部分は伝動ケースを設けてサイドドライブ形式とし、該中央部分から上記左右の作業機部分への動力を上記左右の作業機部分の折り畳み操作によって切断可能にし、該中央部分の左右の端部と左右の作業機部分の内端部とをそれぞれ回転支点によりほぼ180°回転可能に連結し、

上記中央部分に対し上記左右の作業機部分を作業状態に展開した位置からほぼ180°回転させて中央部分側に折り畳んだ状態で、上記中央部分のエプロンと左右の作業機部分のエプロンとが対面するように折り畳み可能としたことを特徴としている。